

議案第17号

富津市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例の制定について
富津市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月22日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

君津地域水道事業を統合した、かずさ水道広域連合企業団の事業が平成31年4月1日から開始されることに伴い、平成31年3月31日をもって富津市水道事業を廃止するため、関係する条例を廃止するものである。

富津市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 富津市水道事業の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第83号）
- (2) 富津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年富津市条例第84号）
- (3) 富津市水道事業給水条例（昭和46年富津市条例第85号）
- (4) 富津市水道審議会条例（昭和50年富津市条例第33号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（富津市水道審議会委員の任期に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日において富津市水道審議会の委員である者の任期は、この条例による廃止前の富津市水道審議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日をもって満了する。
（富津市議会委員会条例の一部改正）
- 3 富津市議会委員会条例（昭和62年富津市条例第27号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第1号中ケを削り、コをケとする。